第 6 回
出 雲 地 区 合 併 協 議 会

会 議 資 料

未来と古代が響き合う

日本のふるさと出雲の國つくり

日　時：平成 15 年 6 月 27 日（金）午後 3 時 30 分

場　所：出雲市今市町北本町　出雲交流会館　多目的室

出雲地区合併協議会委員等名簿

所　属	市長・町長	議　長	議　員	学識経験者		
出 雲 市	◎西尾理弘	三上辰男	寺田昌弘	江田小鷹	石飛　博	西田郁郎
平 田 市	長岡秀人	○常松吉幸	日野恵行	伊路見節夫	熊谷美和子	飯塚俊之
斐 川 町	本田恭一	安食　勲	黒田　充	岡千代延	杉原章子	原　俊雄
佐 田 町	荒木　孝	深井徹郎	山本京太郎	渡部良治	飯塚　勉	三島多喜子
多 伎 町	伊藤　裕	柳樂和利	坂根　守	石飛　正	石飛エミ子	石飛　赳
湖 陵 町	桑原壽之	立花裡也	石飛三津男	柳樂和夫	三原伸治	中尾　陽
大 社 町	○田中和彦	佐藤　勝	濱崎　勇	小川峰夫	木村槇江	岩石秀一
共通委員				田嶋義介［島根県立大学総合政策学部教授］ 吉原弘次［島根県出雲総務事務所長］		

◎ 会長、○ 副会長

出雲地区合併協議会幹事会名簿

所　属	助　　役
出雲市	野津邦男
平田市	加田幹男
斐川町	古川君和
佐田町	田中雄治
多伎町	石飛友治
湖陵町	中島康男
大社町	藤原博志

各市町合併担当部課長名簿

所　属	氏　　名	職　　名
出雲市	黒目俊策	出雲市総務部長
	児玉進一	出雲市総務部次長
	妹尾克彦	出雲市総務部合併推進課長
平田市	荒木　隆	平田市総務部長
	松田隆昭	平田市総務部総務課長
	川瀬　新	平田市総務部総務課合併推進室長
斐川町	富岡俊夫	斐川町参事
	高田茂明	斐川町ふるさとデザイン課合併推進室長
佐田町	大谷昌武	佐田町合併対策室長
多伎町	石飛正登	多伎町総務課長
	森脇悦朗	多伎町総務課地域振興室長
湖陵町	森山　均	湖陵町総務課長
大社町	影山雅夫	大社町広域振興課長

出雲地区合併協議会事務局職員名簿

役　　職	氏　　名	所属市町	備考
事務局長	山田俊司	出雲市	総括
参　　与	柴田政樹	島根県総務事務所	専門的助言・調整
事務局次長	坂本純夫	平田市	総務班・計画班担当
事務局次長	石田　武	大社町	調整１班・２班・３班担当
総務班長	三浦俊明	多伎町	庶務・広報、会議運営
計画班長	建部敏紀	斐川町	新市建設計画、財政計画関係
調整１班長	今岡範夫	湖陵町	総務・企画、財政、議会、消防関係
調整２班長	山本　積	佐田町	住民・福祉、教育・文化関係
調整３班長	糸賀敬吉	出雲市	産業、建設・上下水道関係
総 務 班	長廻修一	出雲市	
計 画 班	妹尾淳也	出雲市	
	松浦健一郎	大社町	
調整１班	林　辰昭	出雲市	
	金築教治	平田市	
調整２班	原　康正	平田市	
調整３班	小村裕二	斐川町	

第６回出雲地区合併協議会会議次第

日時：平成15年６月27日（金）午後３時30分～

場所：出雲市今市町北本町 出雲交流会館 多目的室

１　開　会

２　会長あいさつ

３　会議録署名委員の指名について

４　議事

（１）　報告事項

報告第25号　第１小委員会報告について

報告第26号　第２小委員会報告について

報告第27号　第３小委員会報告について

報告第28号　新市議会制度検討小委員会報告について

報告第29号　新市名称・庁舎検討小委員会報告について

報告第30号　情報管理センター（仮称）候補地選定委員会及び総合戸籍システム選定委員会の選定結果について

報告第31号　出雲地区電算システム統合調査・基本計画策定業務報告（その２）について

（２）　議案事項

議案第19号　電算システム統合に係る事業着手（その２）について

議案第20号　一部事務組合等の取扱い（その１）について（協議第11号）

議案第21号　使用料、手数料等の取扱いについて（協議第12号）

議案第22号　補助金、交付金等の取扱いについて（協議第13号）

議案第23号　各種事務事業（総合計画関係）の取扱いについて（協議第14号　第１小委員会付託）

議案第24号　各種事務事業（保健事業関係その１）の取扱いについて（協議第15号　第２小委員会付託）

（３） 協議事項

協議第 16 号　農業委員会委員の定数及び任期の取扱いについて（第 3 小委員会付託）

協議第 17 号　地方税の取扱いについて（第１小委員会付託）

協議第 18 号　各種事務事業（行政改革大綱）の取扱いについて（第１小委員会付託）

協議第 19 号　各種事務事業（窓口業務関係）の取扱いについて（第 2 小委員会付託）

協議第 20 号　各種事務事業（保健事業関係その２）の取扱いについて（第 2 小委員会付託）

協議第 21 号　各種事務事業（高齢者福祉関係その１）の取扱いについて（第 2 小委員会付託）

協議第 22 号　各種事務事業（農林関係その１）の取扱いについて（第 3 小委員会付託）

協議第 23 号　各種事務事業（水産関係その１）の取扱いについて（第 3 小委員会付託）

協議第 24 号　各種事務事業（都市計画関係その１）の取扱いについて（第 3 小委員会付託）

（４） その他

５　閉　会

□　今後の開催日程について

第７回：平成１５年８月１日（金）午後３時～　出雲交流会館　多目的室

第６回出雲地区合併協議会会議録署名委員

	議会委員	学識経験委員
第　６　回	佐　田　町	多　伎　町
氏　　名		

報告第 25 号

第１小委員会について、次のとおり報告する。

平成１５年６月２７日

出雲地区合併協議会
会長　西　　尾　　理　　弘

第１小委員会報告について
出雲地区合併協議会小委員会設置規程第７条の規定に基づき、第４回第１小委員会を開催したので、別紙のとおり報告する。

第４回 第１小委員会開催内容

１．日時：平成１５年６月１１日（水）15:00～17:00

２．場所：出雲市今市町北本町　出雲交流会館多目的室

３．議題：

（１）合併協定項目２４「各種事務事業（総合計画関係）の取扱いについて」
・総合振興計画及び土地利用計画・国土利用計画の取扱いについて、調整原案のとおりの方針で良い旨の確認がなされた。

（２）新市建設計画について
・第３回小委員会でとりまとめ、第５回法定協議会へ報告をした「新市建設計画への意見」をもとに合併協議会　協議第９号新市建設計画協議資料に修正を加え、新市建設計画（基本方針等）についてのとりまとめを行った。
・なお、このとりまとめは、現段階での仮のまとめとして報告するもので、今後、予定されている主要施策等の協議に併せて、引き続き検討を進めていくことを確認した。

（３）合併協定項目 11「一般職の職員の身分の取扱いについて」
・継続協議中。

報告第 26 号

第２小委員会について、次のとおり報告する。

平成１５年６月２７日

出雲地区合併協議会
会長　西　　尾　　理　　弘

第２小委員会報告について
出雲地区合併協議会小委員会設置規程第７条の規定に基づき、第４回第２小委員会を開催したので、別紙のとおり報告する。

第４回 第２小委員会開催内容

１．日時：平成１５年６月１２日（木）１０：００～１１：３０

２．場所：出雲市今市町北本町　出雲交流会館多目的室

３．議題

（１）各種事務事業（保健事業関係その１）の取扱いについて

・以下の調整事項について質疑討議を行った結果、原案のとおり報告することで確認した。

・各種予防接種について

・予防接種手帳について

・予防接種被害調査委員会について

（２）新市建設計画について

・第３回小委員会でとりまとめ、第５回法定協議会へ報告をした「新市建設計画への意見」をもとに合併協議会　協議第９号新市建設計画協議資料に修正を加え、新市建設計画（基本方針等）についてのとりまとめを行った。

・なお、このとりまとめは、現段階での仮のまとめとして報告するもので、今後、予定されている主要施策等の協議に併せて、引き続き検討を進めていくことを確認した。

報告第 27 号

第３小委員会について、次のとおり報告する。

平成１５年６月２７日

出雲地区合併協議会
会長　西　　尾　　理　　弘

第３小委員会報告について
出雲地区合併協議会小委員会設置規程第７条の規定に基づき、第４回第３小委員会を開催したので、別紙のとおり報告する。

第４回 第３小委員会開催内容

１．日時：平成１５年６月１２日（木）15:00～17:00

２．場所：出雲市今市町北本町　出雲交流会館多目的室

３．議題：

（１）新市建設計画について

・第３回小委員会でとりまとめ、第５回法定協議会へ報告をした「新市建設計画への意見」をもとに合併協議会　協議第９号新市建設計画協議資料に修正を加え、新市建設計画（基本方針等）についてのとりまとめを行った。

・なお、このとりまとめは、現段階での仮のまとめとして報告するもので、今後、予定されている主要施策等の協議に併せて、引き続き検討を進めていくことを確認した。

（２）農業委員会委員の定数と任期の取扱いについて

・第３小委員会所掌事項である「農業委員会委員の定数と任期の取扱い」について、事務局より、農業委員会等に関する法律及び合併特例法に基づき、新設合併における特例の概要について説明を受けた。

この資料は、第１・第２・第３
小委員会共通報告資料です

新市建設計画目次

Ⅰ　はじめに　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　Ｐ．２

１　合併の必要性と社会的背景　Ｐ．２
２　新市建設計画策定にあたって　Ｐ．３

Ⅱ　新市の概況　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　Ｐ．４

１　新市の概況　Ｐ．４
２　地域の特性と課題　Ｐ．５

Ⅲ　主要指標の見通し　・・・・・・・・・・・・・・・・・　Ｐ．６

１　人　口　Ｐ．６
２　世　帯　Ｐ．６

Ⅳ　基本方針　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　Ｐ．７

１　基本理念　Ｐ．７
２　将来像　Ｐ．７
３　基本方針　Ｐ．８

Ⅴ　主要施策　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　Ｐ．

１　重点プロジェクト　Ｐ．
２　新市の施策　Ｐ．

Ⅵ　新市における島根県事業の推進　・・・・・・・・・・　Ｐ．

Ⅶ　公共的施設についての考え方　・・・・・・・・・・　Ｐ．

Ⅷ　財政計画　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　Ｐ．

Ⅰ　はじめに

１　合併の必要性と社会的背景

（１）生活圏の一体化と発展の可能性

出雲地域２市５町（出雲市、平田市、斐川町、佐田町、多伎町、湖陵町、大社町）は、地理的、歴史的にも経済、文化、生活の面でも強い結びつきがあり、通勤、通学、買い物など人々の「生活圏」は、市町の行政区域を越えて広がり、すでに出雲圏全体が一体的な活動圏域となっています。また、この地域には、空港、港湾機能、商工業、観光、保養等の機能が集積し、恵まれた自然環境と併せ、極めて高い発展の可能性を持っています。

この出雲地域２市５町が合併により、一つになり、共通の目標に向かい総合的なまちづくりを推進することによって、山陰の中核拠点都市として大きな飛躍が可能になります。

（２）多様化、高度化する住民ニーズへの対応

少子・高齢化、情報化の進展に伴い、人々の価値観やライフスタイルも多様化し、行政サービスに対する住民ニーズもあらゆる分野において多様化、高度化しています。これに対応するために、住民に身近なサービスを提供する地方自治体が総合的な施策の展開、専門職員の育成や配置によって行政能力を向上させる必要があります。出雲地域２市５町の合併は、その有効な手段となります。また、合併による行政経費の縮減等による財源を活用し、社会、生活基盤及び制度を充実することにより、多様で高度なサービスを住民が受けられる機会の拡大が期待されます。

（３）自立を求められる地方自治体

地方自治体の財政は、景気の長期低迷等の影響を受け、厳しい状況にあります。また、国や県においても財政事情が厳しいことから、従来通りの手厚い支援は望めない状況にあります。これらの財政状況、地方分権の推進による権限と責任の委譲等を踏まえると、これからの地方自治体には、主体的な判断と責任のもとでの自立した地域経営が期待されています。このためには、地域の諸課題を解決していくための住民との協働関係の確立、柔軟な発想に立った地域経営能力の向上が求められています。また、自立するに足る経済基盤を築くために、人や企業を惹きつける吸引力のある都市・生活・産業基盤を整備する必要があります。

２　新市建設計画策定にあたって

（１）計画の趣旨

本計画は、出雲地域２市５町の合併後の新市の建設を総合的かつ効果的に推進することを目的とし、新市の速やかな総合力発揮の体制確立及び住民福祉の向上、地域の特性を活かした均衡ある発展を図るためのものです。

なお、新市の進むべき方向についてのより詳細で具体的な内容については、本計画に基づいて策定される新市の基本構想、基本計画、実施計画に委ねるものとします。

（２）計画の構成

本計画は、新市の建設を進めていくための「基本方針」、基本方針実現のための「主要施策」、「公共的施設についての考え方」及び「財政計画」を中心に構成します。

（３）計画の期間

本計画の期間は、合併期日の属する年度及びこれに続く１０ヵ年とします。

（４）その他

○ 本計画は、新市の速やかな総合力の発揮、地域全体のレベルアップを実現し、地域住民の生活水準、文化水準の向上をめざして策定しました。

○ 本計画は、合併関係市町の基本計画、基本構想の理念、施策を十分検討しつつ、新市の広い視点に立って策定しました。

○ 本計画は、ソフト、ハードの事業を盛り込みながら、長期的視点に立って策定しました。

○ 本計画は、各市町の広報、合併特集広報、インターネットによるホームページ、住民説明会の開催、住民意識の把握、住民参加の促進など、住民との対話に努めながら策定しました。

○ 本計画における財政計画は、地方交付税、国や県の補助金、地方債等の依存財源を過大に見積もることなく、合併による行政経費の縮減等による財源確保に加え、合併特例債の活用等により財源の充実を図りつつ、新市建設に対応できる安定的な財政運営を行えるよう策定しました。

Ⅱ　新市の概況

１　新市の概況

（１）位置と地勢

新市は、島根県の東部に位置し、北部は国引き神話で知られる島根半島、中央部は出雲平野、南部は中国山地で構成されています。

出雲平野は、中国山地に源を発する斐伊川と神戸川の二大河川により形成された沖積平野です。斐伊川は、平野の中央部を東進して宍道湖に注ぎ、神戸川は、西進して日本海に注いでいます。

日本海に面する島根半島の北及び西岸は、リアス式海岸が展開しており、海、山、平野、川、湖と多彩な地勢を有しています。

（２）面積

新市は、東西約３０Km、南北約３０Kmの範囲に広がり、面積は、６２４Km²、全県面積の９．３％を占めています。地目別では、宅地８％、田・畑１７％、山林４８％、その他（原野含む）２７％となっています。

（３）人口と世帯

新市の人口は、微増傾向で推移しており、平成１２年国勢調査によると１７３，７７６人です。また、世帯数は、５２，５４８世帯で増加を続けていますが、核家族化の進行により１世帯当たりの人員は減少しています。

○人口・世帯数の推移　（国勢調査）

年	昭和６０年	平成２年	平成７年	平成１２年
人　口（人）	170,529	171,422	172,001	173,776
変化率（％）	2.6%	0.5%	0.3%	1.0%
一般世帯数（世帯）	44,597	45,992	48,562	52,548
１世帯当たり人員（人）	3.78	3.68	3.49	3.25

年齢別の構成比を見ると、１４歳以下の年少人口は、１５．７％、１５歳から６４歳までの生産年齢人口は６２．０％、６５歳以上の高齢者人口は、２２．２％となっています。少子、高齢化が進行している様子がうかがえます。

○年齢別人口（３区分）

国勢調査	総数	０～１４歳		１５～６４歳		６５歳以上	
	（人）	（人）	(%)	（人）	(%)	（人）	(%)
平成７年	172,001	29,488	17.2	109,268	63.5	33,245	19.3
平成１２年	173,776	27,334	15.7	107,782	62.0	38,660	22.2

２　地域の特性と課題

地域の現状

○ 総人口１７万４千人で、微増傾向にあり、県全体人口の２３％を占めています。

○ 農業、工業生産額で県内トップ、商業販売額第２位の経済基盤を持っています。

○ 交通、物流の拠点となっています。また、島根と全国を結ぶ空の玄関口出雲空港があります。

○ 島根医科大学附属病院、県立中央病院、市立病院など県内随一の医療機関群があります。

○ 出雲大社をはじめとする古代出雲文化遺産と山、川、海、湖の豊かな自然資源を有しています。また、島根を代表する観光地です。

○ 半島の海岸部や山間地では、人口減少が進み集落機能の低下が危惧されます。

○ 少子、高齢化が進行しています。

住民意向（アンケート結果より）

○ 望ましいと考えられている新市の将来像は、「高齢者や障害者などすべての人が安心して暮らせる福祉のまち」、「商工業、サービス業が活発で働く場に恵まれた産業のまち」、「保育所、幼稚園、学校が充実し、子供たちが地域で健全に育つまち」などです。

○ 新市で優先的に取り組むべき施策としては、「高齢者福祉の充実」が最も要望が多く、続いて「工業の振興」、「下水道の整備」、「医療施設の充実」、「農林漁業の振興」などに多くの要望が寄せられています。

○ 合併に期待することとしては、「広域的な視点からのまちづくり」、「効率的な行財政運営」、「地域の産業や経済活動の活性化」、「行政サービスの高度化、多様化」に対して多くの期待が寄せられています。

地域の課題

○ 山陰の中核交流都市としての広域交通網、都市基盤の整備
○ 地域経済の発展及び産業振興
○ 少子、高齢化社会への対応
○ 医療と福祉の連携による高度な医療福祉サービスの提供
○ 教育の推進と人材育成支援
○ 地域の文化、自然を活かした安心安全の定住環境整備
○ 循環型社会への対応
○ 地域活動支援と住民参加のまちづくり
○ 古代出雲文化遺産と自然資源の活用と保全

Ⅲ　主要指標の見通し

１　人口

新市の人口は、国勢調査による人口の過去の傾向を基礎としたコーホート法によって推計すると、下表のように平成１７年の１７５，０００人をピークに平成２７年には、１７２，０００人に減少すると予測されます。

しかし、新市の将来目標としては、新市誕生を契機に、現在の居住者及び次世代の子どもたちが地域に住み続け、市域外からも人口が流入するような魅力ある各種施策を展開することにより定住人口の確保に努め、人口２０万特例市をめざします。

（参考）平成７、１２年の人口推移とコーホート法による人口推計

年	平成７	平成１２	平成１７	平成２２	平成２７
総　人　口	172,001	173,776	174,941	174,467	172,229
0~14 歳割合	17.1%	15.7%	15.0%	14.6%	14.0%
15~64 歳割合	63.5%	62.0%	61.5%	61.1%	59.2%
65 歳以上割合	19.3%	22.2%	23.5%	24.3%	26.8%

２　世帯

世帯数については、今後も一世帯当たりの人員数が減少する核家族化が引き続き進行し、世帯数が増加すると予測されます。

年	平成７	平成１２	平成１７	平成２２	平成２７
一世帯当たり人員	3.49 人	3.25 人	3.16 人	3.01 人	2.86 人

Ⅳ　基本方針

1　基本理念

出雲地域２市５町は、「神話の国出雲」として共通の歴史的、文化的風土の中で、空港、港湾機能、農業、商工業、観光、保養等の機能が集積し、恵まれた自然環境と併せ、極めて高い発展の可能性を持っています。その２市５町が相互信頼と協力による新設合併（対等合併）を行い、共通の目的に向かい総合的なまちづくり施策を強力に推進します。

新市の建設にあたっては、「未来と古代が響き合う　日本のふるさと出雲の國つくり」をキャッチフレーズに地域の特色ある機能を多面的に集積、発揮し、産業、福祉、環境、教育文化、観光交流を進め、山陰の中核拠点都市として、また、国内、国外との交流を視野に入れた２１世紀交流都市として自立できる力強い魅力あふれる２０万特例市をめざします。

2　将来像

歴史文化が暮らしに息づくまち

出雲の地には、「国引き」、「国譲り」、「スサノオ」神話の舞台として多くの歴史的、文化的資源があります。この出雲神話に代表される歴史文化は、住民の皆さんが“出雲はひとつ”と共感できるものであり、ひとつのまちとしてまとまるための拠り所ででもあると考えます。

他の地域が願っても得ることのできないこの貴重な資源を活かし、歴史文化が暮らしに息づくまちづくりを進め、訪れたくなるまち、住みたくなるまちをめざします。

都市的機能が充実したまち

山陰の中核拠点都市として、生活・産業基盤の整備を進め、民間の設備投資が活発に行われる都市的機能の充実したまちづくりを進めます。

生活・産業基盤の整備を民間設備投資の拡大・企業進出による地域経済の拡大、多様な就労の場の創出につなげ、定住人口の拡大、財政基盤の充実をめざします。

そして、将来を担う若者や子どもたちが、この出雲の地でやりたい仕事に就ける、なりたい自分を実現できるまちをめざします。

地域の特性が光るまち

出雲地域２市５町には、それぞれの地域に山、海、川、湖などの自然、歴史文化財、観光資源、さまざまな産業、医療・福祉・学習施設等があり、それら特性・資源を活かしたまちづくりが各市町において地域住民とコミュニティとの連携のもと進められてきました。それぞれの地域が持つこの特性、役割を大切にし、さらに発展させることが個性ある新市を創造することにつながると考えます。

これら地域特性のネットワーク化、一体化を図ることにより、地域特性が光り、総合力を発揮できるまちをめざします。

３　基本方針

新市の理念、将来像を達成するための施策の柱となる「まちづくりの基本方針」と、これを担う「行財政運営の基本方針」を次のように定めます。

（１）まちづくりの基本方針

①交通・物流の中核交流都市の建設

新市は、山陰有数の人口・経済規模を持ち、交通の面でも出雲空港、山陰自動車道、河下港を有しており、地域の交通、物流の要といえます。この恵まれた条件をさらに活かすために陸・海・空の広域交通網整備を進めるとともに、産業、福祉、防災等各種施策との連携を図りながら幹線道路、公共交通などの地域内交通網整備を進め、新市の一体化、連帯感の醸成に努めます。また、山陰の中核交流都市にふさわしい都市基盤、都市機能の整備に努めます。

②山陰をリードする産業拠点機能の充実

新市は、農業・工業生産高で県内トップ、商業第２位の経済基盤を持っています。この基盤を活かし、発展させることが重要な施策となります。農林水産業・商工業の技術力、生産性の高度化及び地域特性を活かした振興策を推進するとともに、農林水産業、福祉、医療、観光などの連携による新産業の創出にも努めます。これにより地域経済基盤の確立、多様な就労の場の創出、定住人口の拡大に努め、自立できる地域づくりをめざします。

③健康の増進と高度な医療・福祉サービスの提供

健康で長寿を全うすることは、すべての人の願いであり、子どもから高齢者までみんなが健康で自分らしく生活できるまちづくりが求められています。これを実現するために、新市に立地する、島根医科大学附属病院、県立中央病院、市立病院など県内随一の医療機関群と各地域の福祉・健康増進拠点との連携を進め、健康・福祉・医療のネットワーク構築を図ります。また、住民参加による健康づくり、在宅福祉サービスを推進し、より高度で地域密着型のサービスの提供をめざします。

④夢を育む教育と未来を担う人材育成支援の推進

子どもを安心して産み、育てやすい環境の整備、教育施設・体制の整備充実、新市にある環境・自然・科学等の学習施設を活用した体験学習の実施、学校・家庭・地域社会との連携などを図り、次代を担う

子どもたちが健やかに生まれ育つための環境づくりを進めます。
　また、住民がいつでも、自由に学習・活動の機会を選択できる生涯学習社会の構築、スポーツ、レクリエーションを楽しめる条件整備を進めます。

⑤文化・自然に恵まれた安心・安全定住環境の実現
　地域の歴史、文化、景観に配慮したやすらぎの居住空間整備を進めるとともにリサイクルの推進や下水道整備、風力やバイオマスなどのクリーンエネルギーの利用促進による環境にやさしい循環型社会の構築、新時代に対応できる情報通信基盤整備、都市の安心安全を確保する消防・防災体制強化・治山治水事業推進を図ります。
　身近なコミュニティでの住民活動の拠点整備、活動への支援を行い地域コミュニティ、各種団体の育成を図ります。

⑥地域資源を活かした山陰の観光・文化交流の中心舞台創造
　新市は、出雲大社などの古代出雲文化遺産や大山隠岐国立公園に代表される山、川、海、湖の自然に恵まれています。歴史文化遺産を活用した拠点整備やこれらをつなぐネットワークの構築、海洋・森林リゾートの整備により山陰の観光・文化交流の中心舞台となることをめざします。また、地域の生活と共に息づく伝統文化・芸能・行事の保存育成、住民が優れた文化に触れる機会の拡充に努めます。

（２）行財政運営の基本方針

①新市の一体化と均衡ある発展
　出雲地域２市５町が合併後、それぞれの地域特性を活かしながら新市としての総合力を発揮するためには、新市の一体化、地域の均衡ある発展を速やかに進める必要があります。そのためには、交通網の整備、地域の特性を活かした産業振興、拠点整備などを重点的に推進します。また、新市の人口は、中心部で増加し、山間地・半島海岸部では減少しています。特に、山間地、半島海岸部では、人口減による集落機能の低下が危惧されます。その機能の活力維持・活性化のための各種施策を展開します。

②行財政改革の推進
　新市では、定住人口、交流人口の増加、地域経済の発展をめざし各種施策を推進し、税収の涵養に努めます。しかし、現在の厳しい社会情勢から税収の伸びは見込めないうえ、国の財政改革による交付税の削減等自治体財政は厳しい状況にあります。このため、新市の行財政

運営では、堅実な歳入見込みのもと、組織のスリム化、人員の適正化、民間委託等を進め、効率的な行政運営のもと、財政基盤の強化に取り組みます。

③住民との連携、協働

新市を住みよいまち、住みたいまちとしていくためには、行政の取り組みだけでは成り立ちません。住民の理解と協力が必要です。新市では、地方自治の主役である地域住民や地域コミュニティ・各種団体と共に行政が連携、協働し、地域全体で多様化、高度化する地域の課題を解決していく新しい地域振興の体制づくりを進めます。体制づくりの前提としての、わかりやすく信頼される行政運営を展開するため、情報提供や情報公開、広報広聴機能の充実、住民参加の促進に努めます。

（３）土地利用及び都市構造

①中心市街地地域

広域交流・広域商業の拠点、都市型産業が展開する新市の顔・シンボルとなる地域として都市基盤、都市機能の充実を図ります。

②市街地地域

都市基盤の整備、機能の充実を図りながら、適正な用途配置に努めるとともに緑化を進め、潤いと活力のある地域の拠点となる市街地の形成を図ります。

③農業地域

良好な生産・生活環境の一体的な形成を進め、農業生産活動と生活環境が調和するよう、地域の実情に応じた計画的、適切な土地利用を図ります。

④中山間・海岸地域

地域特性を活かした産業振興、特産品の開発に努めるとともに、農村、漁村の持つ生活、環境、文化などの多面的な機能の保全、活性化を図ります。

⑤各種拠点地域

新市の持つ豊富な自然、文化、産業資源を有効に活用するためにリゾート、歴史文化、産業、福祉医療、環境など地域特性に応じた拠点整備を図ります。

（４）地域別整備の方針

①出雲市

出雲市駅周辺や中心市街地の整備を進め、県で第２の人口を有する県央の中核拠点都市としての「出雲の顔」つくりを推進する一方、農業、工業、商業のバランスある産業の発展を図ります。

また、高度医療機能の集積に合わせ、保健・福祉が連携した安心でやすらぎのある都市、そして教育や科学、音楽、芸術、文化・スポーツの振興により、人材の育成に努め、うるおいと活力のある心豊かな拠点都市の創造を推進します。

②平田市

海、川、湖の３つの水辺フィールドを活かし、自然と共生する新市東部の居住拠点の整備をめざします。しじみやアマダイの水産資源、多様な農産物、地酒などの特産を活用した安全安心な食の産業振興を図ります。少子高齢化社会への対応として、医療・介護・健康を軸とした施設整備の充実を図り、住民と協働して快適なまちづくりを進めていきます。

③斐川町

県内随一の農業基盤、工業基盤を持ち、広域交通の要です。これらを活かすため、豊かな田園空間の保全と農業振興、産業及び企業化支援の拠点づくり、出雲空港、山陰自動車道、国道９号を中心とした交通ネットワークの構築を進めます。また、人口の増加が予想される地域であることから、さらに生活環境、教育環境、子育て環境などを充実させ、自然と文化に恵まれた住環境整備を実現します。

④佐田町

すさのお神話と神戸川や豊かな緑の中で朴訥に生きてきた悠久の歴史を基盤とし、自然を活かした住環境の整備や、自然にやさしい農産物づくり、バイオマスなどの自然エネルギーの利用、自然環境の中での福祉サービスや山林や農村空間を活かした体験交流、豊かな郷土芸能等をとおして安心・安全でやすらぎのある食・住・遊の環境の整備を推進し、人間回帰の空間整備を進めます。

⑤多伎町

海洋資源を活用し健康海岸として整備を進めてきた岐久海岸及び田儀海岸を中心に、心身ともにリフレッシュできる健康文化の拠点、出雲と石見を結ぶ観光・交流の拠点として整備を進めるとともに、自然エネルギーを活用し積極的に地球環境と向き合った地域づくりを推進

します。
　また、ヘルシーフルーツ「いちじくの里」として特産を生かした産業拠点づくりを図ります。

⑥湖陵町
　新市道路交通の要所（国道９号・主要地方道湖陵掛合線・山陰自動車道出雲ＩＣの結節点）となる神西湖周辺、それに続く海浜を活用し、滞在型健康レジャーゾーンの形成を図ります。また、優良に保全された自然環境、交通の利便性を活かし、光ファイバーを敷設する等、情報通信技術を積極的に活用した公共宅地分譲や公営住宅を整備し、安心で住みたくなる定住拠点とします。

⑦大社町
　出雲大社を中心とする歴史文化のシンボル空間整備と門前町の賑わいづくり、広域観光や地域交流の拡大を目指す拠点の拡充整備を図るとともに、自然環境の中核である国立公園日御碕の環境と機能整備を図ります。また、半島部振興や居住空間の形成整備に努めるとともに、交流拡大を目指し幹線道路ネットワークの整備を推進し、定住促進と「島根の顔・出雲圏域の交流舞台大社」としての機能充実、魅力拡大を図ります。

報告第 28 号

新市議会制度検討小委員会について、次のとおり報告する。

平成１５年６月２７日

出雲地区合併協議会
会長　西　　尾　　理　　弘

新市議会制度検討小委員会報告について
出雲地区合併協議会小委員会設置規程第７条の規定に基づき、第５回新市議会制度検討小委員会を開催したので、別紙のとおり報告する。

第５回新市議会制度検討小委員会開催内容

１．日時：平成１５年6月9日（月）１３:００～１５:００

２．場所：出雲市今市町北本町　出雲交流会館多目的室

３．議題：

（１）各市町議会の議長との意見交換会

・各市町議会の意向について状況を報告して頂き、設置選挙、在任特例、定数特例及び選挙区設置のメリットデメリットについて、活発な意見交換が行われた。

・短期間での意見集約であったために、各議会においては、全体で協議されたところや特別委員会までで協議されたところがあり、集約の状況に差があったことから 7 月 18 日（金）に再度意見交換会を開催することになった。

報告第 29 号

新市名称・庁舎検討小委員会について、次のとおり報告する。

平成１５年６月２７日

出雲地区合併協議会
会長　西　　尾　　理　　弘

新市名称・庁舎検討小委員会報告について
出雲地区合併協議会小委員会設置規程第７条の規定に基づき、第５回新市名称・庁舎検討小委員会を開催したので、別紙のとおり報告する。

第５回 新市名称・庁舎検討小委員会開催内容

１．日時：平成１５年６月１３日（金）13:30～15:00

２．場所：出雲市今市町北本町　出雲交流会館多目的室

３．議題：

（１）新市の名称について

・新市名称募集結果報告【別紙報告書のとおり】

・小委員会における新市名称候補案絞り込み（５点程度）方法について協議した（継続協議）。

（２）新市の事務所の位置について

・合併協定項目４「新市の事務所の位置について」の調整案を第６回合併協議会に議案として提出する予定であったが、本庁・支所の機能の方向性を小委員会で更に協議し、行政側の意見を聴取したのち提案することとなった。

・本庁・支所の機能の方向性について更に協議した。

報告第 30 号

情報管理センター（仮称）候補地選定委員会及び総合戸籍システム選定委員会の選定結果について、次のとおり報告する。

平成１５年６月２７日

出雲地区合併協議会
会長　西　尾　理　弘

情報管理センター（仮称）候補地選定委員会及び総合戸籍システム選定委員会の選定結果について
平成１５年５月２７日、情報管理センター（仮称）候補地選定委員会及び総合戸籍システム選定委員会を開催し、以下のとおり選定を行ったので報告する。 １　情報管理センター（仮称） 出雲市今市町１１５－１「NTT 出雲ビル事務棟」 ２　総合戸籍システム 松江市平成町１８２番地２７「島根リコー（株）」

報告第 31 号

出雲地区電算システム統合調査・基本計画策定業務報告（その２）について、次のとおり報告する。

平成１５年６月２７日

出雲地区合併協議会
会長　西　　尾　　理　　弘

出雲地区電算システム統合調査・基本計画策定業務報告（その２）について
出雲地区電算システム統合調査・基本計画策定業務を完了したので別添のとおり報告する。

議案第 19 号

電算システム統合に係る事業着手（その２）について、次のとおり提案する。

平成１５年６月２７日

出雲地区合併協議会
会長　西　　尾　　理　　弘

電算システム統合に係る事業着手（その２）について
住民情報系システム、内部情報系システムの統合及び通信ネットワークの構築については、第３回出雲地区合併協議会で承認された「合併協定項目２３．電算システムの取扱いについて」に基づき、合併時に住民サービスの低下を招くことのないよう平成１５年７月から順次事業着手するものとする。

参考資料

∇合併までに必要な電算統合作業について

現在の２市５町の電算システム

〔主要８システム（47 業務)、通信ネットワーク、データ（約 50 種、320 万件)〕

☆合併時の住民サービスの混乱、停滞を避ける
☆新市の行政運営（会計、文書、庁舎連携）円滑化

■合併時（H17.1）に統合が必要なシステム

【住民情報系】　住民システム、※戸籍システム、税務システム、福祉システム
【内部情報系】　財務システム、人事給与システム、文書システム、グループウエア
【ネットワーク系】　庁舎間ネットワーク、庁舎内ネットワーク

■統合作業拠点　※情報管理センター（仮称）

H15.9 月設置

※印　５月法定協議会決定事項

∇今後取り組むべき事項について

住民情報系システム統合

内部情報系システム統合

①統合システムの決定
↓　H15.7月　システム選定
②２市５町のシステム統合
H15.8月～　契約、作業開始

ネットワーク構築

①ネットワーク設計の準備
↓　H15.7月　要件調査
②ネットワーク設計
↓　H15.8月～　設計
③ネットワーク構築
H15.10 月～
通信サービス決定
契約、構築

議案第 20 号

一部事務組合等の取扱い（その１）について、次のとおり提案する。

平成１５年６月２７日

出 雲 地 区 合 併 協 議 会
会長　西　　尾　　理　　弘

一部事務組合等の取扱い（その１）について（協議第 11 号）
合併協定項目１４．一部事務組合等の取扱い（その１）については、次のとおりとする。 １　出雲市外６市町広域事務組合、出雲市外４町広域消防組合、出雲市外３市町斐伊川水系水利組合及び平田市・斐川町火葬場組合は、合併の前日をもって解散し、その事務及び財産等を新市に引き継ぐ。

議案第 21 号

使用料、手数料等の取扱いについて、次のとおり提案する。

平成１５年６月２７日

出雲地区合併協議会
会長　西　尾　理　弘

使用料、手数料等の取扱いについて（協議第 12 号）
合併協定項目１９．使用料、手数料等の取扱いについては、次のとおりとする。 １　２市５町で差異のない使用料、手数料等については、原則として現行のとおりとする。 ２　２市５町で差異のある使用料、手数料等については、新市における住民の一体性の確保を図るとともに、２市５町におけるこれまでの料金改定の経緯や住民負担に配慮し、「負担の公平性の原則」により、適正な料金となるよう可能な限り統一する。 　この場合、必要に応じて激変緩和措置を講ずるよう努める。

議案第 22 号

補助金、交付金等の取扱いについて、次のとおり提案する。

平成１５年６月２７日

出雲地区合併協議会
会長　西　尾　理　弘

補助金、交付金等の取扱いについて（協議第 13 号）
合併協定項目２０．補助金、交付金等の取扱いについては、次のとおりとする。 補助金、交付金等については、従来からの経緯や実績を踏まえ、それぞれの地域特性を尊重しつつ、公共的必要性、有効性、公平性の観点及び行財政改革における補助金、交付金等の見直しの視点に立って、その事業目的、効果を総合的に判断し、新市全体の活力が光り輝き増大するよう下記の方向で調整する。 １　団体に係わる補助金、交付金等 （１）２市５町で同一又は同種の補助金、交付金等については、関係団体の理解と協力を得て統一の方向で調整する。 （２）２市５町それぞれ独自の補助金、交付金等については、制度の経緯、従来からの実績や地域特性を踏まえ、新市において市域全体の均衡を保つよう調整する。 ２　事業に係わる補助金、交付金等 （１）２市５町で同一又は同種の補助金、交付金等については、制度の統一化に向け調整する。 （２）２市５町それぞれ独自に実施している補助金、交付金等については、それぞれの地域特性や事業の実績を踏まえ、新市において市域全体の均衡を保つよう調整する。

議案第 23 号

各種事務事業（総合計画関係）の取扱いについて、次のとおり提案する。

平成１５年６月２７日

出雲地区合併協議会
会長　西　　尾　　理　　弘

各種事務事業（総合計画関係）の取扱いについて （協議第 14 号　第１小委員会付託）
合併協定項目２４．各種事務事業（総合計画関係）の取扱いについては、次のとおりとする。 １　総合振興計画 総合振興計画（地方自治法第 2 条第 4 項に基づく基本構想）については、新市建設計画に基づき、新市において速やかに策定するものとする。なお、新市において策定するまでの間は、新市建設計画をもってこれに代えるものとする。 ２　土地利用計画・国土利用計画 土地利用計画、国土利用計画については、新市において策定する。

議案第 24 号

各種事務事業（保健事業関係その１）の取扱いについて、次のとおり提案する。

平成１５年６月２７日

出雲地区合併協議会
会長　西　　尾　　理　　弘

各種事務事業（保健事業関係その１）の取扱いについて （協議第 15 号　第 2 小委員会付託）
合併協定項目２４．各種事務事業（保健事業関係その１）の取扱いのうち予防接種事業については、次のとおりとする。 １　各種予防接種については、当面現行のとおり新市に引き継ぐ。 実施時期等調整が必要な事項については、合併時までに調整する。 ポリオ、ツベルクリン反応、ＢＣＧ及びインフルエンザを除く予防接種の接種方法については、新市移行後に個別接種の方向で検討するが、地域の実情に配慮しつつ調整する。 ２　予防接種手帳については、当面現行のとおりとし、新市に移行後、統一する方向で調整する。 ３　予防接種被害調査委員会については、２市５町で同一であるため、現行のとおり新市に引き継ぐ。

協議第16号

農業委員会委員の定数及び任期の取扱いについて、次のとおり協議する。

平成１５年６月２７日

出雲地区合併協議会
会長　西　　尾　　理　　弘

農業委員会委員の定数及び任期の取扱いについて（第３小委員会付託）
合併協定項目１０．農業委員会委員の定数及び任期の取扱いについては、次のとおりとする。 農業委員会委員の定数及び任期の取扱いについては、第３小委員会で審議の上、案を作成して、協議会で決定する。 参考資料：別添のとおり

協議第 17 号

地方税の取扱いについて、次のとおり協議する。

平成１５年６月２７日

出雲地区合併協議会
会長　西　尾　理　弘

地方税の取扱いについて（第１小委員会付託）
合併協定項目１８．地方税の取扱いについては、次のとおりとする。 １　税証明手数料 （１）市税その他公課に関する証明手数料は、合併時から１件について３００円に統一する。 （２）租税特別措置法７２条（所有権保存登記）、７３条（所有権移転登記）、７４条（抵当権設定登記）に係る住宅用家屋証明手数料は、合併時から１件について１，３００円に統一する。 ２　督促手数料 督促手数料は、合併時から督促状１通について１００円に統一する。 ３　個人市民税 個人市民税の均等割の税率は、地方税法の規定により人口５万人以上５０万人未満の標準税率を適用し、平成17年度から年額２，５００円に統一する。所得割の税率は、現行のとおり標準税率に統一する。 ４　法人市民税 法人市民税の税率は、現行のとおり均等割の税率は、制限税率（標準税率　１．２）、法人税割の税率は、制限税率の１４．７％とする。 ５　固定資産税の税率 固定資産税の税率は、１．５％を採用する。ただし、合併特例法第１０条の規定を適用し出雲市、平田市及び斐川町は、平成17年度から１．５％に統一し、佐田町、多伎町、湖陵町及び大社町は、平成17年度から５年度間は現行のとおり１．４％、６年度目から１．５％に統一する。 ６　固定資産税の不均一課税 固定資産税の不均一課税は、鉄道軌道整備法、半島振興法、国際観光ホテル整備法の規定により、現行の基準を継続する。

7　固定資産税の課税免除

固定資産税の課税免除は、現行の基準を継続する。

8　軽自動車税

軽自動車の税率は、現行のとおり制限税率（標準税率×１．２）とする。

9　都市計画税

都市計画税は、現在出雲市が都市計画区域用途地域に所在する土地及び家屋について、０．１％を適用しているが、新市においても引き続き０．１％を適用する。

平田市、斐川町及び大社町は、都市計画区域用途地域に所在する土地及び家屋について、都市計画税を適用しておらず、その導入の是非については、佐田町、多伎町及び湖陵町も含め、平成17年度以降、新市の都市計画区域用途地域の都市計画事業計画の作成をみて検討する。

10　入湯税及び入湯税の課税免除

入湯税の税率は、現行のとおり引き継ぎ、平成17年度から標準税率「入湯客１人１日について、１５０円」に統一する。

入湯税の課税免除は、現行のとおり引き継ぎ、平成17年度から新たに「入湯料金１，０５０円（消費税込み）以下の利用客」を加え、その基準を統一する。

11　納期前納付報奨金制度

納期前納付報奨金制度は、平成17年度から対象税目は各納期に係る固定資産税及び都市計画税のみとし、交付率は０．３％、交付限度額は5万円とする。

12　納税組合制度

納税組合制度は、平成17年度から廃止する。

参考資料：別添のとおり

協議第 18 号

各種事務事業（行政改革大綱）の取扱いについて、次のとおり協議する。

平成１５年６月２７日

出雲地区合併協議会
会長　西　尾　理　弘

各種事務事業（行政改革大綱）の取扱いについて（第１小委員会付託）
合併協定項目２４．各種事務事業（行政改革大綱）の取扱いについては、次のとおりとする。 １　行政改革大綱 ２市５町の行財政改革の取り組みや合併協議を踏まえつつ、新市において、合併効果を早期に発揮できるよう、新たな行政改革大綱、実施計画を速やかに策定する。 参考資料：別添のとおり

協議第 19 号

各種事務事業（窓口業務関係）の取扱いについて、次のとおり協議する。

平成１５年６月２７日

出雲地区合併協議会
会長　西　尾　理　弘

各種事務事業（窓口業務関係）の取扱いについて（第２小委員会付託）
合併協定項目２４．各種事務事業（窓口業務関係）の取扱いについては、次のとおりとする。 １　窓口手数料については、２市５町で差異のない手数料は、現行のとおりとし、差異のある手数料は、斐川町の例により合併時に統一する。 　ただし、「身分証明（破産者、成年被後見人等）」の単位の取扱いについては、平田市、佐田町、多伎町、湖陵町及び大社町の例により合併時に統一する。 ２　窓口サービスのあり方については、新市全域にわたるサービス向上や電子自治体の動向などを踏まえ、新市において検討する。 　土日サービスコーナー及び証明書自動交付機については、現行のとおり新市に引き継ぐ。 参考資料：別添のとおり

協議第 20 号

各種事務事業（保健事業関係その２）の取扱いについて、次のとおり協議する。

平成１５年６月２７日

出雲地区合併協議会
会長　西　尾　理　弘

各種事務事業（保健事業関係その２）の取扱いについて （第２小委員会付託）
合併協定項目２４．各種事務事業（保健事業関係その２）の取扱いについては、次のとおりとする。 １　乳幼児等医療費助成制度については、現行のとおり新市に引き継ぐ。ただし、一部負担金は、７００円に統一する。 ２　福祉医療費助成制度については、大社町の例により合併時までに調整する。 参考資料：別添のとおり

協議第 21号

各種事務事業（高齢者福祉関係その１）の取扱いについて、次のとおり協議する。

平成１５年６月２７日

出雲地区合併協議会
会長　西　尾　理　弘

各種事務事業（高齢者福祉関係その１）の取扱いについて （第２小委員会付託）
合併協定項目２４．各種事務事業（高齢者福祉関係その１）の取扱いについては、次のとおりとする。 １　敬老記念事業については、次のとおりとする。 　記念品贈呈の対象は、満年齢を基準とした喜寿・米寿・100歳以上に統一し、永年婚・三世代同居は対象外とする。記念品の金額等については、新市において調整することとし、温泉の無料開放サービスなどの実施を検討する。 　式典については、新市で統一した開催は行わないが、分散しての開催について、新市において検討する。 ２　高齢者生活福祉センター事業については、現行のとおり新市に引き継ぐ。 ３　在宅介護支援センター運営事業については、各市町が行ってきた基幹型・地域型の機能は現行のとおり新市に引き継ぐ。 参考資料：別添のとおり

協議第 22 号

各種事務事業（農林関係その１）の取扱いについて、次のとおり協議する。

平成１５年６月２７日

出雲地区合併協議会
会長　西　尾　理　弘

各種事務事業（農林関係その１）の取扱いについて（第３小委員会付託）
合併協定項目２４．各種事務事業（農林関係その１）の取扱いについては、次のとおりとする。 １　２市５町の現行の地域農業マスタープランについては、１６年度までのプランであり、平成１７年度以降事業が延長される場合には、平成１７年３月末までに、新市の地域農業マスタープランを地域の実情や特色を考慮しながら策定する。 ２　地域農業の推進体制については、地域特性を踏まえ、農協単位で、新市の地域農業推進体制を確立する。 ３　農業振興地域整備計画については、合併後に予想される県の基本方針の変更に基づき、速やかに策定する。 農振除外については、農業振興地域の整備に関する法律第１３条に定める要件及び農業振興地域制度に関するガイドラインを遵守するとともに、除外基準の明確化を図る。 除外申請受付については、年２回、２月と８月とし、受付期間は、それぞれ１ヶ月間とする。 新市において、農業振興地域整備促進協議会を設立し、委員構成は、議会議員、農業委員、土地改良区、森林組合、いずも農協、斐川町農協等２市５町の現在の構成を踏まえて構成する。 ４　農地の集積・流動化については、新市において調整し基本方針を定める。推進体制については、新市の地域農業推進体制を再編する中で調整を図る。 また、農業委員会との連携を強化しながら流動化を進めるよう、市が積極的に施策を展開する。 農地流動化奨励補助金については、国・県の動向を踏まえ新たな制度を

定める。

5　農業経営基盤強化促進基本構想については、県基本方針の変更を受け、新市の基本構想を策定する。

6　新規就農者及び農業後継者の育成・支援については、斐川町の指導体制及び事業を基本に、新市において制度の拡充を図る。

7　認定農業者の認定基準については、国の制度見直しを受け、新市の農業経営基盤強化促進基本構想の策定に併せて、新たな基準を定める。

8　農業法人・集落営農組織の育成・支援体制については、新市において再編する。

参考資料：別添のとおり

協議第 23 号

各種事務事業（水産関係その１）の取扱いについて、次のとおり協議する。

平成１５年６月２７日

出雲地区合併協議会
会長　西　尾　理　弘

各種事務事業（水産関係その１）の取扱いについて （第３小委員会付託）
合併協定項目２４．各種事務事業（水産関係その１）の取扱いについては、次のとおりとする。 １　栽培漁業地域展開事業については、現行のとおり新市に引き継ぎ、東西の二つの栽培漁業部会の取扱いは、新市において検討する。 ２　市町単独補助事業については、現行のとおり新市に引き継ぎ、合併後２年を目途に、地域特性を考慮しつつ、平田市漁村振興基本計画を参考に新たな基本計画を策定し、事業を統一する。 ３　沿岸漁業融資資金については、現行のとおり新市に引き継ぎ、合併後２年を目途に新たに制度化する。 ４　内水面漁業振興対策事業については、平田市及び斐川町の事業は、現行のとおり新市に引き継ぎ、出雲市及び湖陵町の事業については、合併時に統一する。 ５　国県事業上乗せ補助金については、現行のとおり新市に引き継ぎ、合併後２年を目途に新たに制度化する。 ６　漁獲共済掛金助成事業については、各市町により助成割合が相違しているため、現行のとおり新市に引き継ぎ、合併後２年を目途に新たに制度化する。 ７　漁業振興基金については、多伎町、湖陵町及び大社町は、斐伊川放水路事業に伴う補償金を基金として事業を実施しているため一本化は困難であ

り、現行のとおり特定目的基金として新市に引き継ぐ。

参考資料：別添のとおり

協議第 24 号

各種事務事業（都市計画関係その１）の取扱いについて、次のとおり協議する。

平成１５年６月２７日

出雲地区合併協議会
会長　西　尾　理　弘

各種事務事業（都市計画関係その１）の取扱いについて （第 3 小委員会付託）
合併協定項目２４．各種事務事業（都市計画関係その１）の取扱いについては、次のとおりとする。 １　現行の都市計画区域及び用途地域については、新市に引き継ぎ、新たな都市計画区域の設定は、都市計画マスタープランを策定する中で検討する。 ２　現行の都市計画マスタープランについては、新市に引き継ぎ、新市建設計画に基づき、新たに都市計画マスタープランを策定する。 参考資料：別添のとおり